

品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱

制定 令和3年9月10日 区長決定要綱 第296号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、品川区における成年後見制度に関する施策の推進および関係機関の連携を図るため、品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見制度の諸施策の進捗状況に関すること
- (2) 成年後見制度の推進の方策に関すること
- (3) その他成年後見制度の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法曹関係者
- (3) 福祉・医療関係者
- (4) 地域関係団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月末までの期間とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 協議会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから区長が指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職を代理する。

(招集等)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉計画課において処理する。

- 2 協議会の運営については、中核機関である品川区および品川区社会福祉協議会品川成年後見センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。